

## 高病原性鳥インフルエンザの 発生防止対策を再度徹底してください！

これから渡り鳥の本格的な飛来を迎え、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まってきます。つきましては、昨年度に引き続き、令和5年10月から令和6年5月の期間、月ごとに飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検の実施をお願いいたします。毎月送付するチェック票にご記入の上、ご提出をお願いいたします。

以下の飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、より慎重な健康観察をお願いします。

- 衛生管理区域及び鶏舎に立ち入る際の手指消毒
- 衛生管理区域専用の衣服・靴の設置および使用
- 衛生管理区域に立ち入る際の車両消毒
- 家きん舎ごとの靴の設置及び使用
- 野生動物の侵入防止（ネット等の設置・点検および修繕）
- ねずみ及び害虫の駆除

また、ウイルスを持ち込む可能性があるため野鳥・野生動物の死体等は放置せず自治体への処分依頼等適切に処理してください。

### 鳥インフルエンザを疑う症状があれば 早期発見・早期通報を！

- 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が最近の21日間の平均死亡率の**2倍以上**となった場合
- **5羽以上**の家きんがまとまって死亡している場合
- **複数の鶏**の「とさか」などが青っぽくなり、元気がなく、産卵率が低下

**ご不明な点があれば、家畜保健衛生所までご連絡ください**

家畜保健衛生所業務第一課	TEL 0743-59-1700
家畜保健衛生所業務第二課	TEL 0745-62-2440